

おしらせ

●保育園入園希望の受け付け

昭和46年度の保育園入園希望者の受け付けを11月30日まで行なっていますから、早めに市福祉事務所児童係へ申込んでください。

保育園へ入園できる児童は次のいずれかに該当する児童です。

- ・母親が家庭の外で仕事をしていて児童の保育ができない場合。
- ・母親が家庭で児童とはなれて仕事をしていて保育できない場合（ただし父親がその仕事に従事しており、そのための使用人のいる家族は除く）。
- ・母親が死亡したり、行方不明の家庭。
- ・母親が長い間入院していたり、長い間看護していて児童の保育ができない場合。

入園を希望する方には、家庭の事情をおたずねしますので福祉事務所児童係へおでかけください。なお、申込み用紙は福祉事務所と各保育園にあります。

※来年の4月から新たに伝法地区に定員60名の公立保育園の開園が予定されています。対象児童は生後8カ月から3歳までです。

おしらせ

■受験資格は本科が高等学校卒業（来年三月卒業見込み者も含む）または同等以上の学力を持つ男子。研究科は本科の課程を来年三月修了見込のもの、大学農学部卒業（来年三月卒業見込み者も含む）または高等学校卒業後七年以上の林業経験のある男子。■募集人員は本科二十名、研究科十名

■提出書類は入所願書・受験票・履歴書・市長の推薦書・健康診断書（指定用紙）、戸籍抄本、最終学校の成績証明書と内申書。■願書受け付け期間は十二月一日から昭和四十六年一月三十日まで。■願書の提出先は市林政課または沼津林業事務所普及課（沼津市平町一、電六二一七四九七）。

●県立林業講習所 研修生募集

●災害とサラリーマンの税金

火事や地震、台風などの災害で、サラリーマンが住宅や家財に損害を受けた場合、「災害減税法」と「所得税法の雑損控除」の二通りの救済措置によつて、源泉所得税の徴収猶予や還付をすることになっています

■災害減税法 サラリーマンが、災害によつて住宅や家財の価格の2分の1以上損害を受け、しかもその年の合計所得金額の見積額が200万円以下の場合、次の区分に応じて、源泉所得税の徴収猶予や、今年になつてすでに納めた源泉所得税額の還付を受けることができます。

- ・合計所得金額の見積額が100万円以下の場合、源泉所得税は全額免除
- ・100万円から150万円以下の場合、2分の1軽減。
- ・150万円から200万円以下の場合、4分の1軽減。

■所得税法の雑損控除 災害減税法の条件にあてはまらない場合であっても、損害額がその年の合計所得金額の見積額の一割をこえるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額が徴収猶予されます。

■手続きは、徴収猶予（還付）申請書を住所地の所轄税務署長に提出します。

●年末事業資金を融資

中小企業者に年末事業資金の融資を行なっています。

■借入者の資格 資本の額、出資の総額が500万円以下または従業員数が100人以下（商業、サービス業は50人以下）の法人や個人。・市内で6カ月以上同じ事業を営んでいる人。・市税を完納している人。

■資金の使途 事業資金に限る。

■貸付けの条件 貸付け限度額は法人と個人は500万円以内、協同組合は1000万円以内。・貸付期間は5カ月以内。・貸付け利率は年利7.5%（日歩1匁9厘9毛）。・返済方法は一時払いまたは分割払い。・保証人は確実な人1名以上。・担保は必要ありません。・貸付けは県信用保証協会の保証付、保証料は日歩2厘3毛。

■申込み先 市商工課、富士商工会議所、鷹岡商工会、市内金融機関。

■申込み期間 12月15日まで（満額の日で打ち切り）。

電話五一一〇一一三三

電話五一一〇一一三三